

■分限及び懲戒処分の状況

1. 分限処分の件数(平成29年度)

処 分 事 由	降任	降給	免職	休職	計
勤務実績がよくない場合	該当ありません				
心身の故障の場合	該当ありません				
職に必要な的確性を欠く場合	該当ありません				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	該当ありません				
刑事事件に関し起訴された場合	該当ありません				
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	該当ありません				
合 計	0	0	0	0	0

※ 分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たすことができない場合等に、職員の意に反する身分上不利益な処分を行うことをいいます。

2. 懲戒処分の件数(平成29年度)

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合	1				
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	該当ありません				
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合			1		
合 計	1	0	1	0	2

※ 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に職務上の義務違反その他公務員としてふさわしくない非行があった場合などに、その道義的責任を問うための処分を行うことをいいます。